（圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験）

第二十一条　（略）

２　圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一　（略）

二　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の容器にあっては、試験は容器に最高充塡圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては容器外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあっては容器外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

三　（略）

（液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験）

第二十一条の三　液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

（液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験・保冷性能試験）

第二十一条の四　液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験及び保冷性能試験は、内容積が百五十リットル未満の容器にあっては次項に定める断熱性能試験方法、内容積が百五十リットル以上の容器にあっては第三項に定める断熱性能試験方法又は第四項に定める保冷性能試験方法に従って行うものとする。ただし、第四項に定める保冷性能試験方法は内容積が五百リットル以下、かつ、内容積に対する外槽表面積の比が〇・〇一六平方メートル毎リットル以下の円筒形容器であって、外槽表面温度測定点を備えており、自動車に水平に固定される容器に限る。

２・３　（略）

４　保冷性能試験は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一　（略）

二　外槽表面温度測定点は、次に定めるものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　温度測定管は、次のいずれをも満足する位置に取り付けなければならない。

(イ)　（略）

(ロ)　円周方向の取付位置は、容器の車載状態における容器断面の最下部から円周方向三十度以内の位置とする。

ニ　温度測定管の取付方法は次による。

(イ)　開口部を上にし、容器円周方向に取り付ける。

(ロ)～(ニ)　（略）

（圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器等の漏えい試験）

第二十一条　（略）

２　圧縮水素自動車燃料装置用複合容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の漏えい試験（以下この項において単に「試験」という。）は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は、容器が自動車、二輪自動車又は鉄道車両に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一　（略）

二　最高充塡圧力が三十五メガパスカル以下の容器にあっては、試験は容器に最高充塡圧力の五分の三に相当する圧力以上最高充塡圧力以下の圧力を一分間以上加えた後、ガス検知器を使用する場合にあっては、容器外面にガス検知器のガス吸引口を近接させ、ガス検知器を作動させた状態で十秒間以上検知を継続することにより行い、ガス漏えい検知液を使用する場合にあっては、容器外面にガス漏えい検知液を塗布し、目視により行うものとする。

三　（略）

（液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験）

第二十一条の三　液化天然ガス自動車燃料装置用容器の漏えい試験は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一・二　（略）

（液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験等）

第二十一条の四　液化天然ガス自動車燃料装置用容器の断熱性能試験等は、内容積が百五十リットル未満の容器にあっては次項に定める断熱性能試験方法、内容積が百五十リットル以上の容器にあっては第三項に定める断熱性能試験方法又は第四項に定める保冷性能試験方法に従って行うものとする。ただし、第四項に定める保冷性能試験方法は内容積が五百リットル以下、かつ、内容積に対する外槽表面積の比が〇・〇一六平方メートル毎リットル以下の円筒形容器であって、外槽表面温度測定点を備えており、自動車に水平に固定される容器に限る。

２・３　（略）

４　保冷性能試験は、次の各号に従って行うものとする。この場合、試験は容器が自動車に固定されたままの状態で行うことができるものとする。

一　（略）

二　外槽表面温度測定点は、次に定めるものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　温度測定管は、次のいずれをも満足する位置に取り付けなければならない。

(イ)　（略）

(ロ)　周方向の取付位置は、容器の車載状態における容器断面の最下部から周方向三十度以内の位置とする。

ニ　温度測定管の取付方法は次による。

(イ)　開口部を上にし、容器周方向に取り付ける。

(ロ)～(ニ)　（略）